

(平成23年6月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	22 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	21 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から同年 9 月まで

私は、昭和 54 年 5 月頃に国民年金に任意加入し、夫の転勤により A 市に転居するまでの国民年金保険料は B 市で納付していた。申立期間が未納というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 5 月頃に国民年金に任意加入し、その夫の転勤により A 市に転居するまでの期間に係る国民年金保険料は B 市で納付したとしているところ、申立人が所持する年金手帳、A 市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録から、申立人は 54 年 5 月 10 日に任意加入していることが確認できることから、申立期間は納付可能な期間である。

また、A 市の国民年金被保険者名簿から、申立期間の国民年金保険料は、A 市以外の市町村又は社会保険事務所（当時）で納付されたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間以降、現在まで国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立人が、5 か月間と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年9月及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 5 月から同年 11 月まで
② 昭和 56 年 9 月及び同年 10 月

私は、年金は 25 年継続して納付していないと受給できないと知り、A市のB支所で国民年金加入手続を行い、同支所で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した。申立期間①が未加入となっていること、申立期間②が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、年金は 25 年継続して納付していないと受給できないと知り、A市のB支所で国民年金加入手続を行い、同支所で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 48 年 11 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間②は保険料を納付することが可能な期間である。

また、国民年金保険料の納付状況について、申立人は、国民年金加入期間中の保険料は申立期間②を除き全て納付していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられ、2か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は上記 1 と同様に国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと申述しているが、C市国民年金被保険者名簿及びオンライン記録では申立期間①は未加入期間とされており、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり昭和 48 年 11 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで

国民年金は、国民の義務だと思っており、妻が私の分と併せて、毎月納税組合へ納付していたにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金は国民の義務だと思っており、その妻が申立人の分と併せて、毎月納税組合へ納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 46 年 3 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間は保険料を納付できる期間である。

また、申立期間の前後の期間を含め申立期間以外の国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人が 24 か月と比較的短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその妻は、申立期間が未納とされていたが、当委員会への申立てにより国民年金保険料収納記録が平成 23 年 4 月に訂正され納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年8月から61年9月まで

申立期間について、私が20歳（昭和56年*月）になった頃、私の父がA市役所で私の国民年金への加入手続を行って、国民年金保険料も父が納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和60年7月から61年9月までの期間について、申立人は、その父がA市役所で申立人の国民年金への加入手続を行って、国民年金保険料もその父が納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、62年10月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち60年7月から61年9月までの期間は保険料を納付できる期間である。

また、昭和61年10月から62年3月までの国民年金保険料を63年12月13日から平成元年4月28日にかけて過年度納付していることから、国民年金の加入手続を行った時点で昭和60年7月から61年9月までの保険料を過年度納付した可能性を否定できない上、申立人が15か月と比較的短期間である当該期間の保険料納付ができなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間のうち昭和56年8月から60年6月までの期間について、申立人は前記1と同様に国民年金保険料を納付したと主張している

が、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり 62 年 10 月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付したとするその父は、当該期間に係る保険料額、納付場所、納付方法等の記憶は全く無いとしており、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金手帳に記載された資格取得年月日の時期まで遡って保険料を納付したと主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されることから、保険料納付の始期を示すものではない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から 61 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年4月から40年5月まで
② 昭和46年9月から48年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、A市役所B支所において、3か月に1度、国民年金手帳又は納付書に現金を添えて納付した。1年分の保険料をまとめて前納したことも3回あり、保険料を納付しているはずである。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和48年3月については、申立人が国民年金任意加入被保険者として国民年金保険料を納付した事実が、A市の国民年金被保険者名簿の記載から確認できる。

2 一方、申立期間①のうち昭和39年4月から40年3月までの期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が見当たらない上、申立人は、当該期間を通じてA市に住んでいたとしているところ、当該期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が申立人に払い出された形跡も見当たらない。

また、申立期間①のうち昭和40年4月及び同年5月並びに申立期間②のうち46年9月から48年2月までの期間について、申立人の国民年金被保険者台帳の記載によると、申立人は、40年4月11日に被保険者資格を喪失し、また、48年3月20日に任意加入被保険者となっていることが確認できることから、当該期間は未加入期間であったため保険料

を納付することができなかったと考えられるとともに、当該期間において申立人が国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 3 月の国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年3月までの期間及び同年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 50 年 10 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 6 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続をした。保険料は、私が市内の金融機関で納付した。加入年月日は、国民年金手帳に書いてあるとおり 44 年 6 月 30 日である。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は、昭和 44 年 6 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続をし、保険料も市内の金融機関で納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、49 年 6 月頃に払い出されたと推認されることから、申立期間②及び③は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人は、昭和 51 年 4 月以後未納期間は無く、保険料の納付意識は高かったと考えられる上、申立人が 3 か月及び 6 か月と短期間である申立期間②及び③の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 一方、申立期間①について、上記のとおり申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和 49 年 6 月頃）からすると、申立期間のうち 44 年 6 月から 47 年 3 月までの期間は、時効により保険料を納付で

きない期間である。

また、申立期間のうち昭和 47 年 4 月から 49 年 3 月までの期間の保険料は遡って納付することが可能な期間であるが、保険料を遡って納付したことは無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したところ、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付した事をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する国民年金手帳の「資格取得」欄に「昭和 44 年 6 月 30 日」と記載されていることをもって、当該日に加入手続を行ったと主張しているが、これは加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日が記載されるものであることから、加入手続日を特定しているものでない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 10 月から 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月

平成 20 年に、ねんきん特別便が送付されて来た際に自分の年金記録を調べた結果、私が納付した月数と特別便に記載されていた納付月数が合わないことに気付いた。年金事務所に調査を依頼したところ、昭和 59 年 3 月分が過誤納として還付されると回答があった。将来年金として受給できると思って納めた保険料が 30 年近くたった今になって還付されるというのは納得できない。納付した 1 か月分を年金額に算入してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、昭和 49 年 6 月 21 日に A 市役所で国民年金に任意で加入し、夫の海外転勤に伴い出国する 59 年 3 月まで保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人は 59 年 3 月 19 日に申立期間を含む 59 年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付したことを示す領収証書を所持しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人が海外転出するため国民年金の資格喪失手続を A 市役所で行ったことにより、申立人は昭和 59 年 3 月 31 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、申立期間は本来適用除外期間となり制度上国民年金被保険者となれない期間となるが、特殊台帳を含め行政の記録からは当該期間の付加保険料を含む国民年金保険料が還付された形跡はうかがえない上、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料は 30 年近くたった平成 23 年 1 月になって還付手続が行われていることから、長期間国庫歳入金として扱わ

れていたことは明らかであり、国民年金の被保険者となり得ないことを理由に、申立期間の保険料の納付を認めないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

昭和46年9月に結婚した時に、私の夫がA市役所で私の国民年金の加入手続を行い、夫が自身の保険料と一緒に私の保険料をB信用金庫（現在は、C信用金庫）で納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年9月に結婚した時に、その夫がA市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、自身の保険料と一緒に申立人の保険料をB信用金庫で納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、46年10月頃払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料の納付が可能な期間であり、申立人が6か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外に未納の期間が無く、保険料を前納するなど保険料の納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から55年3月まで

成人式の時に私に渡された書類の中に、国民年金の加入手続の書類があったこと、及び私の父からも「20歳になったら国民年金に加入する義務がある。」と説明されたことから、20歳を過ぎた昭和55年頃に、私はA市役所で国民年金の加入手続を行った。保険料は送られてきた納付書で同市役所に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、成人式の時に渡された書類の中に、国民年金の加入手続の書類があったこと、及びその父からも「20歳になったら国民年金に加入する義務がある。」と説明されたことから、20歳を過ぎた昭和55年頃に、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料の現年度納付が可能な期間である上、申立人が4か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間以外に未納の期間が無く、国民年金に任意で加入するなど保険料の納付意識は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 1 月まで

私は、昭和 46 年 5 月に会社を退職した後は厚生年金保険から国民年金に切り替えた。国民年金の保険料は私の父が納めてくれていたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 5 月に会社を退職した後は厚生年金保険から国民年金に切り替え、国民年金の保険料は、その父が納付してくれたところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年 46 年 6 月頃に払い出されたと推認され、このことから、申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が 10 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

また、昭和 50 年 9 月から 51 年 3 月までの期間並びに申立期間直後の 56 年 2 月及び同年 3 月の期間については、申立人から提出された領収書により、申立人のオンライン記録は未納から納付済みに訂正されており、行政側の記録管理に不備が認められる。

さらに、申立期間前後において保険料が未納の期間は無いことから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 25 日から 38 年 7 月 26 日まで
(株式会社A)
② 昭和 40 年 6 月 14 日から 42 年 10 月 30 日まで
(B株式会社)

年金事務所の記録では、昭和 42 年 12 月 6 日に脱退手当金を受領したことになっているが、B株式会社を辞めるとき、脱退手当金の制度の説明を聞いていないし、脱退手当金を受領したとされる時期は妊娠 8 か月頃で、自分では受け取りに行くこともできなかったはずであるから、厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人が初めて就職した会社に係る被保険者期間及び申立期間の間にある被保険者期間の合計 2 回の被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が当該複数の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、当該 2 回の被保険者期間のうち、申立期間の間にある被保険者期間は、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、

昭和 42 年 7 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を平成7年2月から同年9月までの期間は41万円に、同年10月は50万円に、同年11月から9年8月までの期間は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から9年9月11日まで
平成7年2月から9年8月までの報酬額は、1月当たり40万円ほどであり、控除された厚生年金保険料は6万3,000円ほどだったが、年金事務所の記録では、この間の標準報酬月額が7年2月に遡って、9万2,000円に引き下げられているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成7年2月から同年9月までの期間は41万円、同年10月は50万円、同年11月から8年9月までの期間は30万円、同年10月から9年8月までの期間は30万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年9月11日より後の同年9月24日付けで、申立人を含む3人の標準報酬月額が遡って減額訂正され、申立人の場合は、申立期間における標準報酬月額が全て9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時営業担当であり、社会保険の手続等には一切関与していなかったと主張しているところ、当時の同僚は、当該訂正処理は申立人以外の社会保険担当者が行ったと思う旨の供述をしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において当該処理を遡及して行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録の訂

正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成7年2月から同年9月までは41万円に、同年10月は50万円に、同年11月から9年8月までは30万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち、平成7年5月21日から同年12月31日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が22万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。
- 2 申立期間のうち、平成7年12月31日から8年2月21日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会における資格喪失日に係る記録を8年2月21日とし、7年12月の標準報酬月額の記録を22万円、8年1月の標準報酬月額の記録を20万円とすることが必要である。
なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等
氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :
- 2 申立内容の要旨
申 立 期 間 : 平成7年5月21日から8年2月21日まで
申立期間はA協会に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、平成7年5月21日から同年12月31日までの標準報酬月額が9万2,000円となっていることに納得できない。当時の給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。また、同協会での資格喪失日が7年12月31日となっているが、8年2月20日まで勤務していたので、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、平成7年5月21日から同年12月31日までの期間について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、A協会が適用事業所に該当しなくなった日（同年12月31日）から3か月以上後の8年4月25日付けで、申立人を含む9人の標準報酬月額が遡って減額訂正処理され

ており、申立人については、9万2,000円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立期間当時、社会保険事務を担当していた同僚は、「申立人は、社会保険事務はしていない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、このように標準報酬月額に係る記録を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、申立人の申立期間のうち平成7年5月21日から同年12月31日までの期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成7年12月31日から8年2月21日までの期間について、申立人提出の給料支払明細書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は当該期間もA協会に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書から、平成7年12月は22万円、8年1月は20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A協会は平成7年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、法人登記簿によれば、同協会は19年2月に解散しており、7年12月31日から8年2月21日までの期間について、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が当該期間について申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としているが、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の平成7年12月及び8年1月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月1日から7年1月21日まで

A株式会社に勤務していた期間のうち、平成6年9月1日から7年1月21日までの標準報酬月額41万円が、6年9月1日に遡って8万円（下限等級）に引き下げられているのはおかしい。当時はB部長であり、当該遡及訂正を知らされておらず、関与もしていないので、遡及訂正前の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年9月から同年12月までは41万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった7年1月21日以後の同年2月14日に、申立人と事業主の二人の標準報酬月額の記録が訂正されて引き下げられており、申立人の場合、標準報酬月額が6年9月及び同年10月が8万円（下限等級）に、同年11月及び同年12月が9万2,000円（下限等級）に遡及訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社の事業主は、「当該遡及訂正は滞納保険料の清算のため、社会保険事務所（当時）の指導の下に代表取締役の私が行った。社会保険事務は私の妻が行っており、申立人は、社会保険手続等に関係の無いB部長であり、遡及訂正に関与していない。」と供述している。

さらに、同僚3人に照会したところ、そのうちの一人から回答があり、「当時、当該事業所は給与の遅配があり経営状態が悪かった。社会保険料の滞納があったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において遡及して記録の

訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間の標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、41万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成18年8月を16万円、同年10月から19年6月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年8月1日から19年7月1日まで
株式会社Aに平成17年10月1日から21年3月15日まで勤務したが、「ねんきん特別便の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況」によると、申立期間の標準報酬月額が、所持している給与明細書の報酬月額より低くなっている。標準報酬月額に係る記録を給与明細書どおりに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当該期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成18年8月は、申立人が提出した給与明細書から、当該期間においてオンライン記録から確認できる標準報酬月額を超える報酬月額（16万3,750円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（16万円）より高い標準報酬月額（17万円）に見合う厚生年金保険料控除額（1万2,445円）を事業主により給与から控除されていたことが認め

られる。

また、上記給与明細書から、平成 18 年 10 月から 19 年 6 月までの期間については、当該期間においてオンライン記録から確認できる標準報酬月額を超える報酬月額（20 万 7,000 円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（20 万円）に相当する厚生年金保険料控除額（1 万 4,642 円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の標準報酬月額の記録については、上記の給与明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成 18 年 8 月は 16 万円、同年 10 月から 19 年 6 月までは 20 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立てどおりの額を納付したとしているが、事業主が保存する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書から、オンライン記録どおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが確認できることから、その結果、社会保険事務所は、当該期間における申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 18 年 9 月については、給与明細書における厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録から確認できる標準報酬月額と同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額の記録を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月1日から同年11月1日まで
② 平成6年11月1日から7年4月10日まで

平成6年10月1日から7年4月10日まで株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の記録では6年10月1日から同年11月1日までの被保険者記録が無い上、同年11月1日から7年4月10日までの標準報酬月額の記録が9万2,000円となっているのは納得できない。被保険者期間及び標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、オンライン記録では、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年11月1日の被保険者資格取得時において36万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった7年6月30日以降の同年7月6日付けで、申立人を含む56人の標準報酬月額が遡及して減額訂正され、申立人の標準報酬月額が6年11月1日に遡って、当時の最低限度額である9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、商業登記簿謄本から、申立人は取締役ではなかったことが確認できる上、同僚の提出した平成6年11月付けの組織図から、申立人はB部の所属であることが確認できる。

さらに、株式会社Aにおいて社会保険事務を担当していた同僚は、「同社は経営状態が悪く、厚生年金保険の適用事業所となった当初から保険料を滞納していた。」と供述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成7年7月6日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について、6年11月1日に遡及して標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た36万円に訂正することが必要と認められる。

2 申立期間①について、株式会社Aに係る申立人の雇用保険記録及び同僚の供述から、申立人は株式会社Aにおいて勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録から、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所になったのは同年11月1日であり、申立期間①において同社は適用事業所ではないことが確認できる。

また、株式会社Aは既に解散しており、元事業主は連絡先が不明のため、申立人の同社における勤務及び保険料の控除について確認することができない上、同社において、社会保険事務を担当していた同僚は、「申立期間①において、同社は給与から厚生年金保険料を控除していなかったと思う。」と供述している。

このほか、申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aの資格取得日に係る記録を平成14年3月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、平成14年10月は30万円、15年4月は20万円、同年5月から同年8月までは30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年3月4日から同年4月1日まで
② 平成14年10月1日から15年9月1日まで

申立期間①については、有限会社Aに平成14年3月4日から勤務し、同月分の給与から厚生年金保険料が控除されているが被保険者記録が無いので記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、給与支給額は30万円であったが標準報酬月額の記録は15万円となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の有限会社Aでの資格取得日は平成14年4月1日となっている。

しかしながら、申立人提出の平成14年3月分の給料支払明細書及び「平成14年給与所得の源泉徴収票」に記載の就職日より、申立人は、有限会社Aに申立期間①に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除（当月控除）されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法

律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額に基づく保険料を納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、特例法に基づき標準報酬月額を改定し又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間②のうち、平成14年10月、15年4月、同年5月から同年8月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、14年10月は30万円、15年4月は20万円、同年5月から同年8月までは30万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主の納付義務の履行については、事業主は月額変更届の提出を失念したとしていることから、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成14年11月から15年3月までの期間については、上記給料支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っていないことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 3 日

ねんきん定期便において、平成 20 年 12 月冬期賞与分の年金記録が空欄となっており、事業所での賞与支払届の提出漏れが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る標準賞与額 40 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 24 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 12 月 4 日

ねんきん定期便において、平成 20 年 12 月冬期賞与分の年金記録が空欄となっており、事業所での賞与支払届の提出漏れが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する賞与明細書及び賃金台帳から、申立人は、申立期間に係る標準賞与額 40 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者支払届の控えの記録から、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 24 日に、事業主が申立てに係る賞与支払届の提出が漏れていたとして、申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成14年11月から15年2月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年12月1日から19年4月1日まで

有限会社Aに勤務していたときの標準報酬月額が、厚生年金保険の記録では、平成11年12月から14年10月までは20万円、同年11月から19年3月までは9万8,000円となっている。

申立期間当時に住んでいた部屋の賃貸借契約書記載の賃料から、標準報酬月額の記録は間違っていると思うので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間のうち、平成14年11月から15年2月までの期間については、申立人に係るB区の住民税・都道府県民税所得回答書及び有限会社Aの社会保険事務を受託する税理士法人保存の所得税源泉徴収簿から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額はいずれも20万円と認められる上、オンライン記録における標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記の住民税・都道府県民税所得回答書及び所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料額及び報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述の税理士法人保存の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書から、事業主はオンライン記録どおりの申立人に係る平成14年11月の随時改定（標準報酬月額9万8,000円）の届出を行っていることが確認できることから、事業主は、前記所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間のうち、平成11年12月から14年10月までの標準報酬月額については、前述の所得税源泉徴収簿の記録から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額が、11年1月から同年11月までは26万円、同年12月から14年10月までは20万円と認められ、当該標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と合致している上、C基金の加入記録（12年1月28日資格喪失）においても、11年12月1日付けで申立人の標準報酬月額が26万円から20万円に随時改定されていることが確認できる。

また、申立人の申立期間のうち、平成15年3月から19年3月までの標準報酬月額については、前述の住民税・都道府県民税所得回答書及び所得税源泉徴収簿の記録から、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額は9万8,000円と認められ、当該標準報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額と合致していることが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主は既に亡くなっている上、取締役である事業主の元妻及び複数の元同僚は、申立人の申立期間当時の給与等を知らないとしていることから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

加えて、当該事業所における標準報酬月額の変動について、税理士法人では、当該事業所が作成した給与支給資料に基づき、報酬月額算定基礎届及び同変更届を作成しており、これを事業主が届け出たと回答している。

また、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険

料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年7月15日

株式会社Aから平成19年7月15日に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、厚生年金保険の記録には当該賞与に係る記録が無いため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給与明細書(賞与)及び株式会社Aから提出された賞与明細集計表により、申立人は、平成19年7月15日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賞与明細集計表における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成19年7月15日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日
ねんきん定期便の記録には、A株式会社で支給された平成15年12月の賞与の記録が無い。正しい標準賞与額の記録として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該事業所から提出されたB基金が発行した申立人の申立期間に係る厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書の決定額は、申立てどおりの記録であることが確認できる上、当該基金から提出された申立人の加入員台帳の申立期間に係る記録は、申立内容と一致している。

さらに、当該事業所から提出されたC組合が発行した申立人の申立期間に係る健康保険被保険者標準賞与額決定通知書の決定額は、申立てどおりの記録であることが確認できる上、当該賞与の支払についてC組合は、「事業主から届出があった。支払われた賞与額は、申立てどおりの内容で記録されている。」と供述している。

加えて、当該事業所では申立期間当時、賞与支払届の用紙は複写式となっていたところ、申立人を含む43人のうち、39人（申立人を除く）はオンライン記録とB基金及びC組合の記録について、標準賞与額が確認できる上、申立人を除く3人についても、オンライン記録で標準賞与額が確認できることから、申立人の標準賞与額に係る届出のみが社会保険事務所（当時）に行われなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に対し行ったと認められる。

なお、申立期間の標準賞与額については、当該事業所における申立人の申立期間に係る上記B基金の記録から、150万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 5 月頃、それまで勤務していた会社を退職し、A 市役所で国民健康保険の加入手続をした際に、国民年金についても一緒に加入手続をしたと思う。国民年金保険料については、自宅に届いた納付書を用いて数か月ごとに納付し、また、途中からは口座振替で納付していた。60 年 6 月に前妻と婚姻し、それ以降は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 5 月頃、それまで勤務していた会社を退職し、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料については、自宅に届いた納付書を用いて数か月ごとに納付し、途中からは口座振替で納付していたとしている。しかしながら、申立人は、国民年金加入手続を行ったとする 56 年 5 月頃に年金手帳の交付を受けたかどうかについて及び申立期間の保険料額について記憶が明確でなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 61 年 4 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 56 年 5 月から 58 年 12 月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間であり、59 年 1 月から 61 年 3 月までの期間は、遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、申立人は、国民年金加入時点において、保険料を遡って納付した記憶はないとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民

年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 60 年 6 月にその前妻と婚姻し、それ以降は夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとしているが、その前妻の国民年金手帳記号番号は、申立人の国民年金手帳記号番号よりも 2 番後の番号となっており、申立人の記号番号と同様に 61 年 4 月頃に払い出されたと推認される。ところ、オンライン記録によると、申立人と同じく 61 年 4 月以降は納付済みであるが、それ以前は未納となっている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月から同年8月まで

私は、ねんきん特別便が来て未納期間があることを知った。私は、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で国民年金保険料を納付したと思う。申立期間の国民年金保険料は、納付書が送達されたので、まとめて一括して納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、同支所で国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金の加入手続をしたことを明確に覚えておらず、保険料も一括して納付したと主張するものの、B支所で納付したかどうか、納付時期や納付場所などを覚えていないなど、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立人は、申立人が所持する年金手帳は昭和62年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を取得した時のもので、ほかに年金手帳の交付を受けていないとしていることから、国民年金第3号被保険者資格取得届を行った平成11年8月4日時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から57年3月まで

私の国民年金については、昭和50年11月に結婚した後、私の夫がA市役所で加入手続をしてくれた。加入年月日は、国民年金手帳に書いてあるとおり51年1月1日である。保険料は、私の夫が私と夫の分を一緒に市内の金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和50年11月に結婚した後にA市役所で国民年金の加入手続をしてくれ、保険料もその夫が申立人とその夫の分を一緒に市内の金融機関で納付してくれたとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、57年7月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち51年1月から55年3月までの期間は、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間のうち昭和55年4月から57年3月までの期間は遡って保険料を納付することが可能な期間であるが、保険料を納付したとするその夫は遡って保険料を納付したことは無いと申述している上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の「被保険者となった

日」欄が「昭和 51 年 1 月 1 日」と記載されていることをもって、当該日に加入手続を行ったと主張しているが、これは、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日が記載されるものであることから、加入手続日を特定するものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、20歳になった時に自動的に国民年金に加入した。平成8年に私の母がA市役所で3年4月から5年3月までの保険料未納分26万4,000円の納付書を作成してもらい、後日市役所で未納になっていた私の妹の保険料と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年*月に自動的に国民年金に加入し、申立人の保険料については、その母が8年にA市役所で3年4月から5年3月までの保険料未納分26万4,000円の納付書を作成してもらい、後日その妹の未納保険料と一緒に同市役所で納付したとしている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成8年4月頃に払い出されたものと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンライン記録による氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 2 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 2 月から平成元年 3 月まで

私は、平成 3 年 3 月頃に、A 市役所で国民年金の加入手続をした。その際、同市役所の職員から未納になっている 20 歳からの保険料を全額納付しないと国民年金に加入できないと言われたので、後日郵送された納付書で 1 年間分の保険料 10 万円くらいを 5 回から 6 回くらい納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 3 年 3 月頃に、A 市役所で国民年金の加入手続をし、未納になっている 20 歳からの保険料について、郵送された納付書で 1 年間分の保険料 10 万円くらいを 5 回から 6 回くらい納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 3 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、20 歳からの 1 年間分の国民年金保険料 10 万円くらいを 5 回から 6 回くらい納付したとしているところ、申立人は、平成 3 年 5 月 28 日に元年 4 月から 2 年 3 月までの 1 年間分の保険料額 9 万 6,000 円を、同年 8 月 15 日に 2 年 4 月から 3 年 3 月まで 1 年間分の保険料額 10 万 800 円を、それぞれ納付していることがオンライン記録により確認できることから、申立人が申立期間とこの保険料納付期間を混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立事案の口頭意見陳述においても、申立人の申立期間の国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から同年9月までの期間及び60年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から同年9月まで
② 昭和60年11月から61年3月まで

私は、母から、私の学生時代の国民年金保険料を払ったので後は自分で払うように言われた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。また、昭和60年11月以降の期間については結婚してA区で国民年金の加入手続をした記憶があるので未加入は納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、その母がその期間の国民年金保険料を納付したとしており、申立期間②については、昭和60年11月に結婚した後の期間であり、A区で国民年金の加入手続をし、会社が納付していたとしている。しかしながら、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和61年10月頃に払い出されたと推認され、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、また、当委員会において、オンライン記録による氏名検索等により調査を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間②は申立人が昭和60年11月に結婚した後の任意加入期間であり、上記の手帳記号番号の払出時点からすると遡って国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5579 (事案 437 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間③における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 3 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 39 年 2 月 15 日から同年 7 月 1 日まで
③ 平成 10 年 11 月 1 日から 12 年 7 月 1 日まで
④ 平成 12 年 7 月 1 日から 15 年 9 月 6 日まで

昭和 38 年 9 月 3 日に A 株式会社から株式会社 B に転籍し、約 3 か月間勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。さらに、株式会社 C での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が昭和 39 年 2 月 15 日になっているが、同年 6 月までは同社に勤務していたので、調査を行い、記録を訂正してほしい。

また、有限会社 D での勤務期間において、平成 10 年 11 月 1 日から標準報酬月額が減額訂正されているが、そのような手続をした記憶が無い上、同社が倒産するまで厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、被保険者資格が 12 年 7 月 1 日に喪失していることにも納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A 株式会社、株式会社 B 及び株式会社 C は事業主が同じだった。昭和 38 年 9 月頃、A 株式会社から株式会社 B という会社に転籍し、3 か月程度勤務した後、同年 12 月頃から株式会社 C で勤務した。」と供述しており、複数の同僚も「B という名称の会社はあった。」と供述していることから、B という名称の会社が存在していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所名簿検索をしても「B」という名称で厚生年金

保険の適用事業所は確認できないほか、E法務局は「昭和41年4月以前に抹消されている会社については確認できない。」としていることから、「B」という事業所は確認できず、株式会社Bという事業所を特定することができない。

一方、事業所別被保険者名簿によれば、株式会社Cは昭和38年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業所別被保険者名簿によれば、申立人と同じく、昭和38年9月3日にA株式会社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年12月1日に株式会社Cにおいて資格を取得した者を7人確認することができるが、申立期間①において厚生年金保険の加入記録のある者は無いことから、当該期間に係る申立人の厚生年金保険の記録に不自然さは見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「株式会社Cには昭和39年6月まで勤務していたはずであるにもかかわらず、被保険者資格が同年2月15日に喪失しているのはおかしい。」と主張しているが、申立人とともに株式会社Cを退職し、F株式会社を設立した同僚3人の株式会社Cに係る資格喪失日は申立人と同じ39年2月15日である上、上記の同僚のうち、死亡した一人を除く二人は「39年初頭、申立人を含めた4人でF株式会社を創業、設立した。」と供述している。

また、商業登記簿謄本によれば、F株式会社は昭和39年2月*日に設立され、申立人は上記の同僚3人とともに同社の取締役となっていることが確認できる上、事業所別被保険者名簿によれば、F株式会社は39年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日に申立人及び上記の同僚3人は被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、同社の代表取締役は既に他界しており、適用事業所となった時期や経緯等について確認することができない。

- 3 申立期間①及び②について、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間④のうち、平成12年7月1日から13年12月30日までの期

間について、市町村が発行した平成 13 年度非課税証明書の社会保険料控除額は申立人の申立期間中に加入していたG組合の保険料等の2年分とほぼ一致すること、及び申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実が確認できる資料が無いこと等を理由に、既に当委員会の決定に基づき、20 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、有限会社Dが適用事業所でなくなった平成 15 年 9 月 6 日までは厚生年金保険に加入していたと主張し、再申立てをしている。

しかしながら、オンライン記録によれば、平成 12 年 7 月 1 日にH社会保険事務所（当時）から第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨が出され、13 年 3 月 21 日に勧奨関連対象者一覧が作成されていることが確認できるとともに、平成 12 年度滞納処分票によれば、有限会社Dの厚生年金保険料額は、12 年 6 月は 10 万 5,835 円であるが、同年 8 月以降は 8 万 8,832 円であったことが確認でき、その減額分 1 万 7,003 円は標準報酬月額 9 万 8,000 円に見合う保険料であることから、同年 7 月 1 日に申立人は被保険者資格を喪失したものと推認される。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 5 申立期間③について、申立人は当時、有限会社Dの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録及び同社の閉鎖登記簿謄本から認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成 11 年 9 月 7 日付けで、10 年 11 月 1 日に遡って 44 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、滞納処分票によれば、平成 11 年 10 月 8 日に事業所において、申立人が同事務所の職員と標準報酬月額の月額変更処理について協議した旨の記録が確認できる上、申立人自身も「日常の社会保険事務は自分が行っていた。」としており、申立人は代表取締役として標準報酬月額の減額訂正に関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間③における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 5 日から同年 2 月 1 日まで

A株式会社を退職し、引き続き昭和 42 年 1 月 5 日からB株式会社C部D出張所で勤務を開始したが、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は同年 2 月 1 日となっており、同年 1 月は被保険者としての記録が無かった。入社当初の雇用形態は出張所職員であったが、社内資格が上がったのは 44 年 10 月であり、42 年 1 月と 2 月で資格が異なることは無く、健康保険証も入社時もらい、社会保険料も給与から控除されていたと記憶している。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間にB株式会社に勤務していたことは認められる。

また、B株式会社が保管する「社会保険被保険者台帳」に記載された申立人の失業保険被保険者資格取得日は昭和 41 年 12 月 21 日であることが確認でき、雇用保険の記録と一致している。

しかしながら、B株式会社が保管する「人事個人票」に記載された申立人の入社年月日、及び上記「社会保険被保険者台帳」に記載された申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、いずれも昭和 42 年 2 月 1 日であることが確認できる。

また、申立人が名前を記憶している同僚 3 人、及びB株式会社C部において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者 13 人（任意抽出）の計 16 人のうち、雇用保険の記録が確認できた 11 人中、7 人が厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日が相違しており、

そのうち5人が申立人と同様に、雇用保険の資格を先に取得していることから、当時、同社においては、必ずしも厚生年金保険と雇用保険の資格を同時に取得させていなかったことが推認できる。

さらに、B株式会社C部に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日はオンライン記録と一致している上、申立期間に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、D組合は、申立人の同組合における加入日は昭和42年2月1日であると回答しているほか、同僚の一人は、「申立人は現場雇員制度の雇員として採用されているので、42年1月の勤務実態を見た上で、同年2月から厚生年金保険の被保険者資格を取得させたのではないか。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 21 日から 47 年 5 月 24 日まで
平成 17 年に年金受給手続のためにA社会保険事務所（当時）に行き、有限会社Bに勤務していた期間が脱退手当金として支給されたことになっていることを初めて知った。受給した記憶は無かったが、当時は知識も無かったため、そのままにせざるを得なかった。今まで納得できずにいたが、日本年金機構から再調査できる旨の通知が来たので申立てをすることにした。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、有限会社Bが発行した退職所得の源泉徴収票が添付されているほか、「送金済 47.12.23 C社会保険事務所」の押印とともに、申立人の氏名及び住所が記載されていることが確認できる。

また、申立人の有限会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」が丸で囲まれているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約7か月後の昭和47年12月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は当時、通算年金制度を知らなかったと供述しており、昭和50年代頃まで年金制度には関心が無かったとしているところ、申立期間の事業所を退職後、55年4月まで国民年金や厚生年金保険等の年金制度への加入歴が無いこと等から、申立人が脱退手当金の支給決定当時、受給しない明確な意思を有していたとは考え難い上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していない

ことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月9日から37年5月1日まで
日本年金機構の説明によれば、申立期間について脱退手当金を受け取っているとのことであったが、脱退手当金を請求し、受給した記憶は無い。

第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立期間の脱退手当金支給決定日は、昭和41年5月18日であることが確認できるところ、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給決定日の前日である同年5月17日に、申立人の旧姓であるAから改姓後のBに氏名変更訂正がなされていることが確認できることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて、氏名変更手続が行われたと考えるのが自然である。

また、同名簿からは、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されていることが確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無い。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 1 日から 43 年 2 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 7 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで

60 歳になった頃、社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを初めて知った。

しかし、私は脱退手当金制度があったことを知らないし、脱退手当金については請求したことも受け取った覚えも無いので、申立期間の脱退手当金支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名押印がされているとともに、昭和 49 年 12 月 5 日受付、同年 12 月 20 日支払済の印及び支給対象となっている事業所名、期間等の記載がある上、裁定伺に記載された支給額はオンライン記録と一致する。

また、申立人の申立期間③の A 社 B 支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月1日から26年11月25日まで
日本年金機構から、脱退手当金を受け取っているという旨のはがきを送られてきたが、私は受け取った記憶が無い。納得がいかないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には「婚脱」、備考欄には「法第48条の2」の表示があるが、これは厚生年金保険法第48条第2項の規定による脱退手当金の支給要件を満たしていることを確認した上で脱退手当金の支給決定を行っていることを示している上、厚生年金保険被保険者資格を喪失して約2か月後に脱退手当金の支給決定がなされていることから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時は通算年金通則法施行前であり、当時、年金を受給するためには厚生年金保険被保険者期間のみで20年以上の被保険者期間が必要であったことを踏まえると、A所（B工場）退職後に厚生年金保険被保険者期間が無い申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月20日から43年6月まで
私は、昭和37年7月から43年まで、A区B地にあった有限会社CというD系列のEの卸売店に勤務した。しかし、厚生年金保険の記録は38年4月で終わっている。私は、間違いなく43年6月まで勤めており、保険料も控除されていたはずなので、証明するものは何も無いが調べて、記録を直してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、元事業主及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、有限会社Cに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、元事業主は、「申立人は、社員としては1年くらいだった。その後、本人の希望により歩合制の準社員になったため、厚生年金保険から外した。厚生年金保険料も控除していない。」と供述している。

また、同僚の一人は、「申立人は、昭和38年4月まで厚生年金保険に加入しその後、個人営業（準社員）で昭和46年頃まで会社と取引をしていた。」と供述している。

さらに、オンライン記録から、申立人は、申立期間内の昭和39年12月2日に国民年金に加入した記録（昭和45年1月26日資格喪失）が確認できる。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者原票における申立人の記録に不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、

確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 5587 (事案 2559 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から 13 年 8 月 1 日まで
オンライン記録では、A 株式会社に勤務していた期間のうち、平成 10 年 5 月から 11 年 9 月までの期間の標準報酬月額は 22 万円、同年 10 月から 13 年 7 月までの期間の標準報酬月額は 26 万円となっているが、申立期間当時の報酬月額は約 50 万円であった。当時の給与明細書の一部が見つかったので、証拠として提出する。申立期間の標準報酬月額に係る記録を適正額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 事業主により給与からその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等が無かったこと、ii) 申立期間の標準報酬月額の減額訂正について、正規の随時改定又は決定の手続で行われており、社会保険事務所(当時)は遡って不適切な訂正をした形跡は無いこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 2 月 8 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の給与明細書の一部(申立期間 39 か月のうち、22 か月分)を提出して、申立期間の再申立てを行っている。

申立期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月

額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、給与明細書の提出された 22 か月の期間については、同給与明細書から確認できる報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが確認できるものの、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、当該オンライン記録の標準報酬月額と同額又は下回っていることが確認できるから、当該期間については特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、給与明細書が提出されていない 17 か月の期間については、厚生年金保険料の控除額は特定できないものの、提出された給与明細書の前後関係から判断すると、提出された給与明細書の全ての期間においてオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額で控除されていることから、当該期間についても、同額の標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていたと推測される。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 6 月 1 日から 5 年 1 月 1 日まで
オンライン記録によると、A 株式会社に係る申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円になっているが、当時の月額給与は約 22 万円であった。申立期間に月額賃金が下がるようなことは無かったので、申立期間の標準報酬月額に係る記録を適正額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てしているところ、申立期間の A 株式会社に係る厚生年金保険被保険者のオンライン記録を確認した結果、申立人の標準報酬月額が平成 4 年 6 月 1 日付けの随時改定により、24 万円から 9 万 8,000 円に減額され、申立期間の終期まで継続していることが確認できるが、社会保険事務所（当時）における遡及訂正等の不自然な点などは見当たらない。

また、申立人は、申立期間の勤務形態及び職種も申立期間前と同一であり、月額給与が下がるようなことは無かったと主張しているところ、同僚二人に照会をすると、そのうちの一人は、「申立人の主張どおりであり、月額賃金が減額されることは無かったはずである。」と回答をしているが、当該同僚の標準報酬月額に係る減額訂正の記録は無い。

さらに、A 株式会社は、平成 8 年 6 月 * 日に解散し、事業主も既に死亡しており、当時の書類も保存されておらず、申立人の申立期間に係る報酬月額、厚生年金保険の届出及び保険料控除額等について確認することができない。

加えて、申立人は、その主張する標準報酬月額に該当する厚生年金保険

料を給与から控除されていた給与明細書等を所持していないほか、税務資料等も無く、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から41年1月1日まで
② 昭和41年4月1日から46年9月1日まで
③ 昭和49年1月1日から51年6月1日まで

申立期間①及び②においてはA社（現在は、B社）C支社に、申立期間③においては有限会社D（現在は、有限会社E）に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、雇用保険の記録から、申立人はA社C支社において昭和40年6月1日から42年6月24日まで勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、同社の保管する「月掛Fコード番号簿」の記載から、申立人が同社において昭和42年6月24日まで勤務していたことは確認できるものの、申立期間①及び②当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことが分かる資料は見当たらないとしている。

また、B社の同僚からも、申立期間①及び②当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた旨の供述を得ることができなかった。

さらに、G組合は、申立期間①及び②当時の被保険者資格取得及び喪失に関する文書を保管していないことから、同組合における申立人の被保険者期間について、確認できないとしている。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間③について、申立人提出の表彰状の記載から判断すると、申立人が有限会社Dに昭和48年10月頃から勤務していたことが推認できる。

しかしながら、有限会社Eは、申立人が提出している表彰状について、「表彰した勤続年数はパートとして勤務した期間も含んでおり、厚生年金保険に加入させていた期間とは異なる。」としている上、申立期間③当時の社会保険関係の資料は廃棄されているため、申立期間③当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否か不明としている。

また、有限会社Dにおける複数の同僚は、申立期間③当時、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か不明としている。

さらに、申立人が申立期間③に係る給与から厚生年金保険料が事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、オンライン記録によると、申立期間③は国民年金保険料の納付済期間となっている。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5599（事案4579の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から62年7月まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、前回の年金記録確認の申立てに対する回答は、私の歩合給からは保険料が控除されていないということだったが、新たに昭和60年度税額通知書（C市）を提出するので、記載されている社会保険料等の額について、違和感がないかを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、B株式会社が、「当時の営業職の報奨金（申立てに係る「歩合給」に同じ。以下「報奨金」という。）の取扱いは、月次固定給とは別に外交員報酬扱いで支給しており、完全に給与とは切り離しており、給与としての支払はしていなかった。したがって、給与扱いではなかったため、厚生年金保険の標準報酬月額の計算根拠には算入していなかった。」と回答していること、及び複数の同僚が、「報奨金について、会社から外交員報酬で給与ではないので、確定申告が必要だと言われていた。厚生年金保険料は、固定給について控除されていたが、報奨金からは控除されていなかった。」と供述していること等を主な理由として、既に当委員会の決定に基づいて平成22年11月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料の控除に係る新たな資料として昭和60年度税額通知書（C市）を提出して、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が提出した前述の税額通知書によると、申立人は、社会保険料等として20万6,788円を事業主により控除されていることが確認できるが、当該控除額を検証したところ、昭和59年における標準報酬月額18万円に基づくD組合加入料率による健康保険料と厚生年金保険料率による厚生年金保険料との合算金額の12か月分にはほぼ一致している。

また、事業所が加入していたE基金は、既に平成16年12月*日に解散しているが、同基金の加入記録は、F会に移換されており、F会から提出された申立人に係る中途脱退記録照会（回答）によると、申立人の報酬給与額（厚生年金保険の標準報酬月額に相当するもの）は、オンライン記録の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

さらに、今回新たに照会した複数の同僚からも、「当時、社会保険料は固定給部分からのみ控除されており、自分の標準報酬月額の記録は事実と相違していないと思う。」との回答があった。

なお、申立人の給与振込口座の預金通帳から、昭和62年4月2日付けでG税務署からの還付金が入金されていることが確認でき、このことは、事業所が、報奨金は給与扱いではなく各自に確定申告をさせていたという回答内容と当時申立人が確定申告を行っていたことを裏付けている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の提出した資料は、いずれも委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から9年10月1日まで
年金事務所からの連絡により、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が遡って減額されていることが判明した。
自分は、当時同社の代表取締役であったが、厚生年金保険等の業務は社会保険労務士に委託しており、標準報酬月額が減額訂正されたことを知らなかった。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正前の記録に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、標準報酬月額が平成9年7月3日付けで、6年6月1日に遡って当初53万円（上限額）と記録されていたものが11万円に減額処理が行われていることが確認できる。

一方、オンライン記録及び同社の商業登記簿謄本から申立人は、申立期間当時、株式会社Aの代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時は、厚生年金保険の業務は社会保険労務士に委託しており、標準報酬月額が減額訂正されたことは知らなかった。社会保険事務所（当時）には保険料の滞納があり督促があると現金で納付できる場合は銀行振込をし、現金での納付が困難な場合は社会保険事務所に出向き先付け小切手で納付していた。」と説明しているところ、申立人が標準報酬月額の減額訂正の届出を行ったのではないかと説明している同社の元監査役である税理士は、「自分は経理処理は行っていたが、社会保険関係は専任の社会保険労務士（既に他界）に委託しており、当該訂正処理には関与していないので詳細については分からない。」と供述している。

さらに、事務の担当であったとしている元従業員は「標準報酬月額の減額訂正については分からないが、当時、社会保険事務所から保険料の督促の電話があったことは記憶にある。」と回答していることから、当時、当該事業所には厚生年金保険料の滞納があったことがうかがわれ、申立人自身が事業主として滞納保険料の解消に関与していたことが推認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 40 年 5 月頃から 41 年 3 月頃まで
②昭和 41 年 5 月頃から 42 年 3 月頃まで

株式会社Aに勤務していた申立期間①、B所に勤務していた申立期間②に係る厚生年金保険の記録が無い。申立期間①及び②において勤務していたのは事実であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が株式会社Aに勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶していた同僚二人のうち一人は、厚生年金保険の記録が確認できないことから、事業主は一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったことがうかがえる上、申立期間に係る株式会社Aの健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

また、株式会社Aは昭和 49 年 10 月 17 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に他界していることから、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等を確認することができない。

2 申立期間②について、複数の同僚の供述から、期間の特定はできないものの、B所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、同僚から、「厚生年金保険の加入時期については、入社と同時に加入するのではなく、事業主が従業員の勤務状況等により、

加入の時期を判断していた。」との回答があったことから、B所においては必ずしも全ての従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていないことがうかがえる上、申立期間に係る同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番は無い。

また、B所は、昭和42年3月31日に適用事業所ではなくなっており、事業主も他界していることから、申立人の同事業所における勤務状況や厚生年金保険の状況等を確認することはできない。

3 申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 これらの事実及びこれまで収集してきた関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 24 日から 44 年 9 月 21 日まで
厚生年金保険の記録によると、申立期間は脱退手当金を受給したことになっているが、私は脱退手当金を請求しておらず受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和45年1月9日に支給決定されており、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年5月9日から31年9月11日まで
② 昭和32年9月1日から35年11月1日まで

平成3年頃、社会保険事務所（当時）に老齢年金の受給の相談に行ったところ、申立期間は脱退手当金が支給された記録になっていた。しかし、私は受給した記憶が無い。脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は法定支給額と一致している上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年4月18日に支給決定されており、申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 1 日から 42 年 4 月 16 日まで
申立期間は脱退手当金が支給された記録になっているが、私は受給した記憶は無い。脱退手当金を受給したとされている期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所が保管していた「脱退手当金請求受付簿」には「申立人の氏名、厚生年金保険被保険者記号番号、資格取得日及び資格喪失日、受付日昭和 42 年 4 月 20 日、請求日同年 5 月 30 日、A 地（住所）」が記載されており、複数の同僚分についても同日に請求したことが同受付簿において確認できる。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日前後の昭和 40 年から 43 年までに被保険者資格を喪失した女性のうち喪失時に脱退手当金受給資格のある者は申立人を含めて 9 人おり、そのうち脱退手当金を受給した記録のある者は 6 人であり、事業主により代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無い上、当該名簿において、申立人の欄には脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示があるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 16 日から 41 年 4 月 1 日まで
国（厚生労働省）からのハガキの記録では、株式会社Aに勤務していた申立期間が、脱退手当金支給済期間となっているが、私は脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金については、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 41 年 4 月 1 日）から約 2 か月後の昭和 41 年 6 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が申立期間に勤務していた事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録には、脱退手当金を支給したことを示す脱表示の記載もある上、回答のあった二人の同僚は、事業所による代理請求があったと供述している。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後の 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 4 月の前後 5 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有していた 47 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、33 人に支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 12 日から 36 年 1 月 14 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 39 年 6 月 26 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

国（厚生労働省）の記録では、各申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間③の厚生年金保険被保険者記号番号は、昭和 41 年 6 月 2 日に申立期間①及び②の記号番号に重複取消処理が行われたことが、当該被保険者原票に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年同月 21 日に支給されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月10日から23年5月31日まで
② 昭和23年11月1日から30年10月1日まで
国（厚生労働省）の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、給付種類「脱退手当金」、支払（開始）年月日「30.12.19」の記載があり、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和30年10月1日）から約2か月後の昭和30年12月19日に支給決定がされているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、当該脱退手当金が支給決定された時期は、通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間に係る事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 15 日から 36 年 2 月 1 日まで
日本年金機構からのはがきによれば、株式会社Aに勤務していた期間が、厚生年金保険の脱退手当金の支給済期間となっている。しかし、脱退手当金は受給した記憶は無いので調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失（昭和 36 年 2 月 1 日）から約 6 か月後の昭和 36 年 7 月 31 日に支給決定されて、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 21 日から 41 年 8 月 21 日まで
厚生労働省の記録によれば、A株式会社で勤務した申立期間に係る厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金として支給されていたことになっていたが、私は脱退手当金を請求したことも受け取ったこともないので、第三者委員会で調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを表す「脱」の記載が確認できることなど、一連の事務手続に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、当時通算年金制度を知らなかったと供述しており、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。